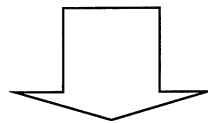


## 自家用自動車有償旅客運送の更新登録について

### (有償運送及び登録)

市町村やNPO等は、国土交通大臣が行う登録により、一の市町村の区域内の住民を自家用自動車で有償運送することができる。(道路運送法(以下「法」という。)第78条・第79条関係)

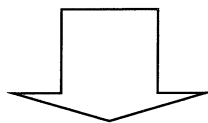


登録する場合、地域公共交通会議において協議が整うことが必要。

### (登録の有効期間)

登録の有効期間は、登録の日から起算して2年。ただし、更新登録を受けようとする者が、従前の有効期間内に輸送の安全又は利便の確保に対する是正の措置命令を受けていないことや重大な事故を起こしていないこと、業務の停止命令を受けていないときは登録の日から起算して3年。(法第79条の5関係)

●現行の有効期間：平成26年10月1日～平成29年9月30日



更新登録する場合、地域公共交通会議において協議が整うことが必要。

### (有効期間の更新登録)

登録の有効期間満了の後、引き続き自家用有償旅客運送を行う場合は、更新登録の申請により、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。(法第79条の6第1項関係)

●更新登録後の有効期間：平成29年10月1日～平成31年9月30日

## 《道路運送法抜粋》

### (有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

### (登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### (登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

### (有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

## 嘉麻市バスの現状

項 目	山田バス	嘉穂バス
運 行 経 緯	<p>○平成16年3月末に民間バス（西鉄バス）が廃止となり、この代替措置として、交通空白地域及び交通弱者への公共交通の確保のため、同年4月から運行開始。</p> <p>○平成17年4月から福岡都市圏への通勤・通学者の利便性を図るため、桂川駅行きを運行開始、さらに同年10月から福祉タクシーを市バスに統合。</p> <p>○平成20年4月7日から嘉穂総合高校へ運行開始。</p> <p>○平成23年6月1日から稲築線運行開始</p>	<p>○山田バスと同様に民間バスの廃止に伴い、当該廃止路線と福祉バス・通学路線をカバーするため、平成16年4月から運行開始。</p> <p>○平成20年4月から市内庁舎間や主な施設を結ぶ市内周回線を新設し、運行開始。</p>
運 行 形 態	<p>○道路運送法第78条第2号による同法第79条の登録に基づく自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）</p> <p>○登録の有効期限：平成29年9月30日まで</p>	
路 線 数	○7路線（主要2路線・福祉4路線・稲築線）	○5路線（宮野線・足白線・千手内廻線・千手外廻線・市内周回線）
便 数 (1日あたり)	<p>○碓井庁舎行き : 往復9便</p> <p>○桂川駅行き : 往復4便</p> <p>○総合高校行き : 往復4便</p> <p>○生涯～坂谷～生涯 : 9便</p> <p>○福祉4路線 : 往復12.5便</p> <p>○稲築線 : 往復7便</p>	<p>○宮野線 : 往復6.5便</p> <p>○足白線 : 往復4便</p> <p>○千手内廻線 : 9便</p> <p>○千手外廻線 : 往復3.5便</p> <p>○市内周回線 : 25便</p>
運 行 日	<p>○主要2路線：毎日運行</p> <p>○福祉4路線・稲築線：平日及び土曜日運行。ただし、お盆及び年末年始は運休。</p>	<p>○宮野・足白・千手内廻・千手外廻線：平日及び土曜日運行。ただし、お盆及び年末年始は運休。</p> <p>○市内周回線：平日運行。ただし、お盆及び年末年始は運休。</p>
運 賃 (1乗車につき)	<p>○平成20年4月1日から料金を統一</p> <p style="text-align: center;">中学生以上：100円 ・ 小学生：50円 ・ 小学生未満：無料</p> <p style="text-align: center;">(桂川駅行き 中学生以上：300円・小学生：150円・小学生未満：無料)</p> <p>※回数券・定期乗車券を発行。</p>	
委 託 業 者	嘉穂タクシー(株)	嘉穂観光(有)
平成28年度 利用 者 数	69,638人	27,374人

平成 年 月 日

福岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議における協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

(名称) 嘉麻市地域公共交通会議

(対象市町村) 嘉麻市

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

平成 年 月 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

嘉麻市

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

交通空白輸送

(3) 路線又は運送の区域

別紙による

(4) その他特記事項

平成 年 月 日

嘉麻市地域公共交通会議

会長 井上 信昭 証明印

●嘉麻市バス路線

	起 点	位置	主 な 経 過 地	終 点	位置	キ 口 程
1	嘉麻市大隈町1228番地1	1	宮野小学校	嘉麻市桑野302番地1	2	11.6 km
2	嘉麻市桑野2461番地2	3	高木神社	嘉麻市小野谷63番地1	4	0.9 km
3	嘉麻市小野谷68番地18	5	小野谷公民館	嘉麻市宮吉524番地2	6	1.9 km
4	嘉麻市宮吉536番地1	7	宮吉公民館	嘉麻市宮吉479番地1	8	1.1 km
5	嘉麻市宮吉295番地7	9	本明橋	嘉麻市上584番地7	10	1.1 km
6	嘉麻市大隈町1118番地2	11	下益橋	嘉麻市大隈町1228番地1	1	0.5 km
7	嘉麻市中益419番地1	12	馬見神社	嘉麻市椎木332番地8	13	11.2 km
8	嘉麻市馬見1604番地1	14	馬見キャンプ場入口	嘉麻市馬見1810番地2	15	0.5 km
9	嘉麻市馬見1083番地	16	足白車庫	嘉麻市馬見1082番地	17	0.1 km
10	嘉麻市中益714番地	18	カントリーエレベータ	嘉麻市大隈町1707番地1	19	0.8 km
11	嘉麻市上西郷292番地1	20	千手郵便局	嘉麻市大力531番地1	26	4.4 km
12	嘉麻市千手489番地2	22	平迫公民館	嘉麻市千手761番地5	23	1.0 km
13	嘉麻市千手1750番地1	24	千手小学校	嘉麻市千手2083番地1	25	2.0 km
14	嘉麻市大力531番地1	26	才田公民館	嘉麻市千手1704番地4	27	3.2 km
15	嘉麻市芥田104番地	28	泉河内小学校	嘉麻市泉河内1582番地	29	16.0 km
16	嘉麻市泉河内381番地1	30	泉河内公民館	嘉麻市泉河内1008番地	31	1.3 km
17	嘉麻市嘉穂才田1157番地1	32	西野集会所	嘉麻市大力1927番地	33	0.9 km
18	嘉麻市上山田392番地	34	生涯学習館	嘉麻市上山田1230番地5	41	1.7 km
19	嘉麻市上山田1285番地1	35	嘉麻警察署	嘉麻市大隈町418番地3	37	3.3 km
20	嘉麻市牛隈882番地1	36	ひさつね会館	田川市猪国592番地3	49	6.7 km
21	嘉麻市上西郷292番地1	20	嘉麻市役所碓井庁舎	嘉麻市岩崎1143番地3	38	10.0 km
22	嘉麻市熊ヶ畑1051番地6	39	山田図書館	嘉麻市上山田1348番地24	40	3.2 km
23	嘉麻市上山田1230番地5	41	旧嘉穂工業高校	嘉麻市下臼井880番地1	42	6.4 km
24	嘉麻市飯田126番地7	43	桂川町役場	嘉穂郡桂川町豆田131番地	44	5.0 km
25	嘉麻市上山田1268番地5	45	松岡病院	嘉麻市上山田1287番地	46	0.2 km
26	嘉麻市上山田1264番地	47	—	嘉麻市上山田1290番地41	48	0.1 km
27	嘉麻市熊ヶ畑2502番地	50	熊田バス停	嘉麻市熊ヶ畑2164番地1	51	2.3 km
28	嘉麻市熊ヶ畑766番地8	52	熊ヶ畑第三集会所	嘉麻市熊ヶ畑592番地3	53	0.6 km
29	嘉麻市熊ヶ畑1051番地6	39	尾浦	嘉麻市上山田333番地1	54	3.3 km
30	嘉麻市上山田392番地	34	どんぐり保育園	嘉麻市上山田502番地6	55	0.3 km
31	嘉麻市上山田381番地48	56	山田交番	嘉麻市上山田437番地3	57	0.5 km
32	嘉麻市上山田1236番地10	58	西川団地	嘉麻市上山田1510番地2	59	0.9 km
33	嘉麻市上山田1594番地1	60	上山住宅	嘉麻市大隈146番地	61	0.6 km
34	嘉麻市大隈1番地43	62	—	嘉麻市大隈11番地151	63	0.9 km
35	嘉麻市上山田502番地6	55	さくらが丘団地	嘉麻市上山田818番地18	64	1.0 km
36	嘉麻市上山田818番地18	65	東ヶ丘団地	嘉麻市上山田812番地39	66	0.4 km
37	嘉麻市上山田818番地52	67	木城団地	嘉麻市上山田683番地1	68	1.9 km
38	嘉麻市上山田318番地48	69	新柿ノ木橋	嘉麻市上山田1335番地12	70	0.1 km
39	嘉麻市下山田15番地1	71	石ヶ崎集会所	嘉麻市下山田64番地3	72	0.5 km
40	嘉麻市下山田941番地1	73	下山田小学校	嘉麻市下山田841番地3	74	3.5 km
41	嘉麻市下山田135番地42	75	県営住宅	嘉麻市下山田135番地33	76	1.0 km
42	嘉麻市上臼井301番地3	77	嘉麻市役所碓井庁舎	嘉麻市西郷2237番地	78	2.0 km
43	嘉麻市岩崎1242番地5	79	大藪	嘉麻市鴨生29番地12	80	3.0 km
44	嘉麻市鴨生29番地12	80	稲築東中学校	嘉麻市岩崎1242番地5	79	2.4 km
計						120.3 km

# 嘉麻市バス路線図(H29.4.1)

## 《山田バス》

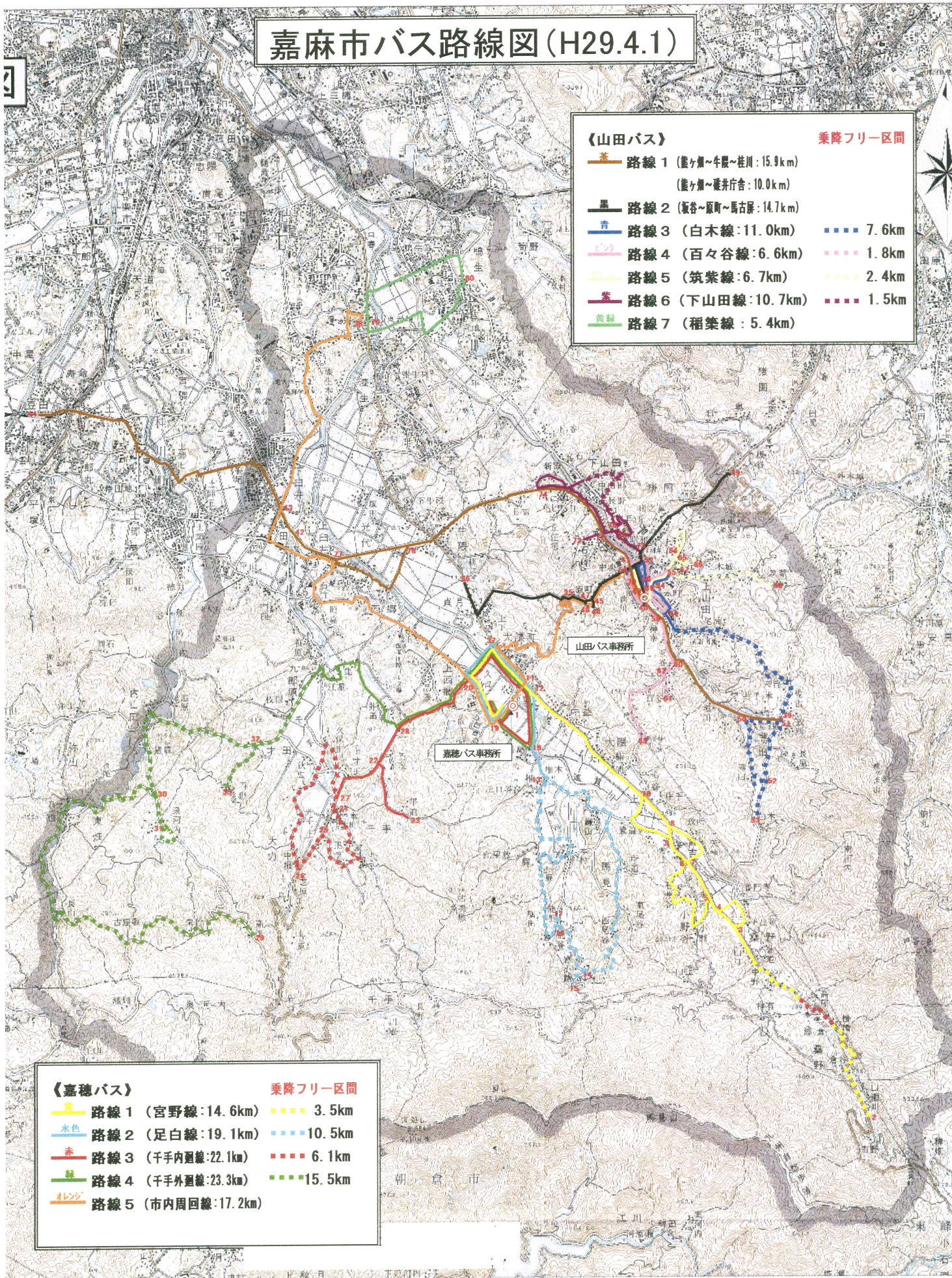
乗降フリー区間

- 茶 路線 1 (龍ヶ瀬～牛腰～桂川: 15.9km)  
(龍ヶ瀬～龍井庁舎: 10.0km)
- 黒 路線 2 (坂谷～順町～馬古塚: 14.7km)
- 青 路線 3 (白木線: 11.0km)      ■■■■ 7.6km
- ピンク 路線 4 (百々谷線: 6.6km)      ■■■■ 1.8km
- 黄緑 路線 5 (筑紫線: 6.7km)      ■■■■ 2.4km
- 紫 路線 6 (下山田線: 10.7km)      ■■■■ 1.5km
- 黄緑 路線 7 (稲築線: 5.4km)

## 《嘉穂バス》

乗降フリー区間

- 黄 路線 1 (宮野線: 14.6km)      ■■■■ 3.5km
- 水色 路線 2 (足白線: 19.1km)      ■■■■ 10.5km
- 赤 路線 3 (千手内廻線: 22.1km)      ■■■■ 6.1km
- 緑 路線 4 (千手外廻線: 23.3km)      ■■■■ 15.5km
- オレンジ 路線 5 (市内周回線: 17.2km)



添付資料  
車両管理表

○山田バス事務所

	車種	車両番号	乗車定員	初年度登録年月	備考
1号車	トヨタ (キャブ オーバー)	筑豊 200 さ 644	29人	平成 25 年 3 月	
2号車	三菱 (ローザ)	筑豊 200 さ 669	29人	平成 26 年 3 月	
3号車	トヨタ (ハイース)	筑豊 200 さ 495	14人	平成 21 年 1 月	
4号車	日野 (キャブ オーバー)	筑豊 200 さ 612	29人	平成 24 年 3 月	
5号車	日野 (リエッセII)	筑豊 200 さ 376	29人	平成 18 年 1 月	
6号車	トヨタ (コースター)	筑豊 22 さ 1110	29人	平成 9 年 5 月	
予備車	ニッサン (シブリアン)	筑豊 200 さ 141	26人	平成 13 年 6 月	
予備車	三菱 (キャブ オーバー)	筑豊 230 さ 103	29人	平成 16 年 2 月	
予備車	三菱 (ローザ)	筑豊 22 さ 627	25人	平成 3 年 8 月	

○嘉穂バス事務所

	車種	車両番号	乗車定員	初年度登録年月	備考
1号車	トヨタ (キャブ オーバー)	筑豊 200 さ 643	29人	平成 25 年 3 月	
2号車	トヨタ (ハイース)	筑豊 200 さ 357	14人	平成 17 年 9 月	
3号車	日野 (リエッセII)	筑豊 200 さ 611	29人	平成 24 年 3 月	
4号車	トヨタ (ハイース)	筑豊 200 さ 494	14人	平成 21 年 1 月	
5号車	三菱 (ローザ)	筑豊 200 さ 670	29人	平成 26 年 3 月	
予備車	三菱 (ローザ)	筑豊 230 さ 101	29人	平成 16 年 2 月	
予備車	三菱 (ローザ)	筑豊 230 さ 104	29人	平成 16 年 2 月	
予備車	トヨタ (ハイース)	筑豊 300 て 610	10人	平成 22 年 3 月	